

介護サービスを利用するための手順

相談

介護保険課、地域包括支援センター、居宅介護支援事務所で、現在困っていることや希望するサービスなどを相談

65歳以上の被保険者

40歳以上65歳未満で
特定疾病により介護や支援が必要な人

要介護認定申請

非該当の人

要支援1・2の人

要介護1～5の人

基本チェックリスト

介護予防サービス計画
地域包括支援センター
が担当します

居宅サービス計画
居宅介護支援事業所が
担当します

元気な高齢者

事業対象者

介護予防ケアマネジメント

介護予防サービスが
利用できます

介護サービスが
利用できます

65歳以上の全ての人

要支援1・2の判定を受けた人

基本チェックリストで対象者になった人

元気高齢者の事業が
利用できます

介護予防事業・
総合事業が
利用できます

- ・一般介護予防事業
- ・地域高齢者支え合い事業

- ・すこやかマスターズ事業
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防通所リハビリ
- ・介護予防短期入所サービス
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・介護予防住宅改修 など

- ・訪問介護・訪問看護
- ・通所介護・通所リハビリ
- ・短期入所サービス
- ・福祉用具貸与・住宅改修
- ・施設サービス など

